

吸収分割に関する事前開示書類

2020年1月7日
株式会社日立物流

株式会社日立物流西日本

2020年1月7日

吸収分割に関する事前開示事項
(会社法第782 条第1 項及び会社法施行規則第183 条並びに会社法第794 条第1 項及び会社法施行規則第192 条に定める書面)

東京都中央区京橋二丁目9番2号
株式会社日立物流
執行役社長 中谷 康夫

大阪府大阪市此花区西九条一丁目28番13号
株式会社日立物流西日本
取締役社長 木村 善之

株式会社日立物流（以下、「日立物流」といいます）及び株式会社日立物流西日本（以下、「日立物流西日本」といいます）は、2019年12月25日付で締結した吸収分割契約に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、日立物流の西日本統括本部 西日本営業本部 中国地区営業本部 中国業部 呉営業所における港湾運送事業に関する権利義務（以下、「承継対象権利義務」といいます）を日立物流西日本に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます）を行うことといたしました。

本吸収分割に関する事項は下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割の内容（会社法第782 条第1 項及び第794 条第1 項）
別紙1 のとおりです。
2. 会社法第758 条第4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183 条第1 号及び第192 条第1 号）
日立物流西日本は、日立物流の完全子会社であることから、本吸収分割に際して、日立物流の承継対象権利義務に代わる対価を交付しません。
3. 吸収分割株式会社についての事項（会社法施行規則第183 条第5 号及び第192 条第4 号）
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙2 のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社（日立物流西日本）についての事項（会社法施行規則第183 条第4 号及び第192 条第6 号）

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙3 のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183 条第6 号及び第192 条第7 号）

日立物流及び日立物流西日本において、いずれも本吸収分割後の資産は負債の額を十分に上回ることが見込まれ、また、両社において、本吸収分割後に負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予定されておりません。

したがって、本吸収分割の効力発生日以後においても、日立物流及び日立物流西日本が履行すべき債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

吸 收 分 割 契 約 書

吸収分割株式会社：株式会社日立物流

吸収分割承継株式会社：株式会社日立物流西日本



令和元年 12 月 25 日



吸収分割契約書

株式会社日立物流（以下「分割会社」という。）と株式会社日立物流西日本（以下「承継会社」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（分割の方法）

第1条 分割会社及び承継会社は、分割会社を吸収分割株式会社、承継会社を吸収分割承継株式会社として、第3条に定める分割効力発生日をもって、分割会社が「西日本統括本部 西日本営業本部 中国地区営業本部 中国営業部 呉営業所」における港湾運送事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させるための吸収分割を行う（以下、本契約に基づき行われる吸収分割を「本件分割」という。）。

（当事者の商号及び住所）

第2条 本件分割の当事者の商号及び住所は次に掲げるとおりである。

（1）吸収分割株式会社

商号：株式会社日立物流

住所：東京都中央区京橋二丁目9番2号

（2）吸収分割承継株式会社

商号：株式会社日立物流西日本

住所：大阪府大阪市此花区西九条一丁目28番13号

（効力発生日）

第3条 本件分割がその効力を生ずる日（以下「分割効力発生日」という。）は、令和2年4月1日とする。ただし、同日までに本件分割に必要な手続を遂行できないときその他やむを得ない事情があるときは、分割会社及び承継会社が協議のうえ、これを変更することができるものとする。

（承継する権利義務）

第4条 本件分割により分割会社から承継会社に承継される権利義務（以下「本件承継権利義務」という。）は、分割効力発生日における別紙「承継会社が分割会社から承継する権利義務明細」記載の本事業に関する資産及び契約上の地位とする。

2 本件分割に伴い、分割会社の従業員に係る雇用契約に関する契約上の地位及びこれらの契約に付随する権利義務は、一切承継されない。

3 本件分割に伴い、分割会社は、本件承継権利義務に含まれる資産に係る所有権移転ファイナンスリース契約に基づくファイナンスリース料支払債務を除いて、承継会社に対して債務を承継しない。

(本件分割の対価)

第5条 承継会社は、本件分割に際し、分割会社に対して対価を交付しない。

(株主総会)

第6条 分割会社は、会社法第784条第2項の定めに従い、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件分割を行う。

2 承継会社は、会社法第796条第1項の定めに従い、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件分割を行う。

(競業避止義務)

第7条 分割会社は、分割効力発生日後においても、本事業について会社法第21条に基づく競業避止義務を負わないものとする。

(分割効力発生日までの収益及び費用の配分)

第8条 本件承継権利義務に係る収益は、分割効力発生日の前日までは分割会社に、分割効力発生日以後は承継会社に、それぞれ帰属する。

2 本件承継権利義務に係る公租公課等は、分割効力発生日の前日までは分割会社が、分割効力発生日以後は承継会社が、それぞれ負担する。

(対抗要件具備等及び費用負担)

第9条 本件分割により承継される権利義務に関する許認可、登記、登録、通知、承諾その他の手続をその移転又は対抗要件具備のために必要とするものについては、分割会社と承継会社が相互に協力して必要となる手続を行う。

2 前項に定める手続に要する費用（公租公課を含む。）の負担については、自らの実施する手続に係る費用を各自が負担する。

(本契約の変更又は解除)

第10条 本契約締結日から分割効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、分割会社又は承継会社の財産又は経営状態に重大な変動が生じたときは、分割会社及び承継会社が協議の上で、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約に定めのない事項)

第11条 本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、分割会社及び承継会社が協議の上で決定する。

[以下余白]

以上、本契約成立の証として本書2通を作成し、分割会社及び承継会社が各々記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年12月25日

東京都中央区京橋二丁目9番2号
株式会社日立物流
代表執行役社長 中谷 康夫



大阪府大阪市此花区西九条一丁目28番13号
株式会社日立物流西日本
代表取締役社長 木村 善之



承継会社が分割会社から承継する本件承継権利義務明細

承継会社が分割会社の会社分割により承継する本件承継権利義務は、次に掲げるとおりとする。

1. 資産

本件分割により、承継会社が分割会社から承継する資産は、主として本事業に用いられる資産（荷役運搬車両（トラッククレーン・ドーリ（事業用）・トラック）、リース資産を含む。）の所有権及びそれに関する一切の権利とする。ただし、不動産に関する権利を除く。

2. 契約上の地位等（労働契約を除く。）

本件分割により、雇用契約を除く、本事業に適用される契約（前項の規定により承継されるリース資産に係る所有権移転ファイナンスリース契約を含むが、前項ただし書に規定する不動産に係る賃貸借契約その他の契約を除く。）に係る契約上の地位及びこれに付随して分割効力発生日以降に生じる権利義務を、承継会社が分割会社から承継する。

3. 負債

第1項の規定により承継されるリース資産に係る所有権移転ファイナンスリース契約に基づくファイナンスリース料支払債務

4. その他

本契約締結日から分割効力発生日までの間に本事業に関して生じた資産及び契約その他の本事業の通常の業務過程で生じる変更（契約の締結及び終了を含む。）を反映するために分割会社と承継会社が別途合意したもの（ただし、雇用契約に係る契約上の地位は含まれない。）。

以上



事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるグローバル経済は、全体としては緩やかに回復しているものの、米中貿易摩擦や中国経済の成長鈍化、欧州の政情不安等を背景に、先行き不透明な状況で推移しました。物流業界は、労働力不足やEC市場の拡大等を背景に、荷主企業における物流機能の見直しの動きや、業界の垣根を超えた物流領域への新規参入等により、競争環境はさらに厳しさを増しております。

このような状況の中、当社グループは、2016年度よりスタートした中期経営計画「価値協創2018-Value Creation2018-」の最終年度として、ビジネスコンセプト「LOGISTEED」(※1)を掲げ、機能としての物流強化を中核としながらも、事業・業界を超えた協創領域の拡大を図り、ロジスティクスの領域を超えた新たなイノベーションの実現に向けて邁進してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの売上収益は7,088億31百万円(前期比1%増)、調整後営業利益は311億92百万円(前期比5%増)、EBIT(※2)は361億80百万円(前期比9%増)、親会社株主に帰属する当期利益は227億86百万円(前期比9%増)となりました。

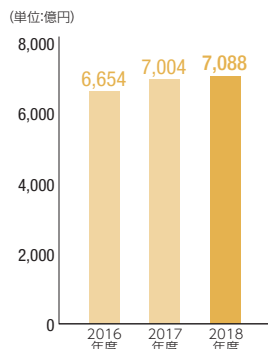
※1. LOGISTICSと、Exceed、Proceed、Succeed、そしてSpeedを融合した言葉であり、ロジスティクスを超えてビジネスを新しい領域に導いていく意思が込められています。

※2. Earnings Before Interest and Taxesの略で、「EBIT=税引前当期利益-受取利息+支払利息」により算出しています。

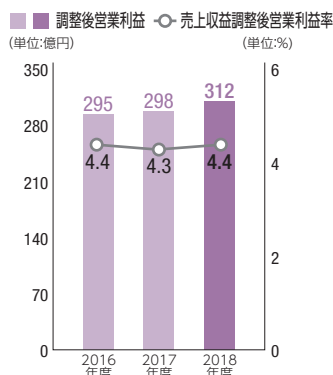
(ご参考)

業績の推移(IFRS) ●M&A等の一部会計処理がIFRSに準拠していなかったため連結計算書類等を修正しております。本招集通知は修正後の数値を使用しております。

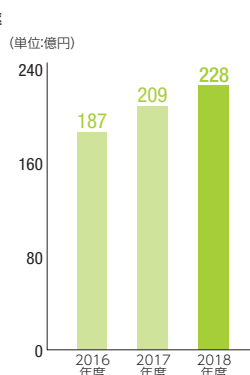
売上収益



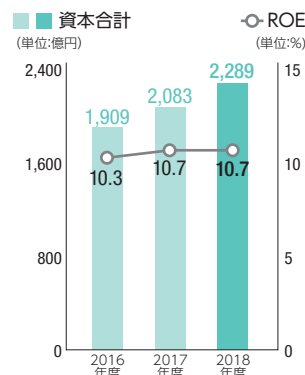
調整後営業利益・売上収益調整後営業利益率



親会社株主に帰属する当期利益



資本合計・ROE

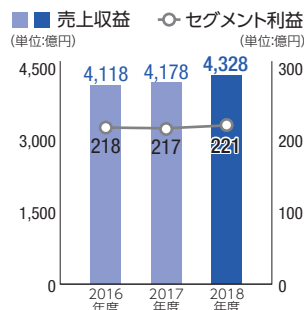


セグメント別の状況は以下のとおりとなります。

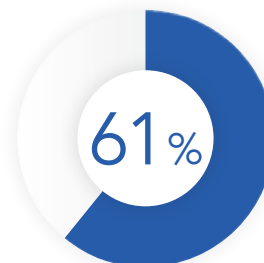
【国内物流】

国内物流の売上収益は、メディカル関連等の3PL案件が堅調に推移したことなどにより、前期に比べ4%増加し、4,327億93百万円となりました。

セグメント利益は、作業コストの上昇や自然災害の影響はあったものの、増収影響や生産性改善効果等により、前期に比べ2%増加し、220億99百万円となりました。



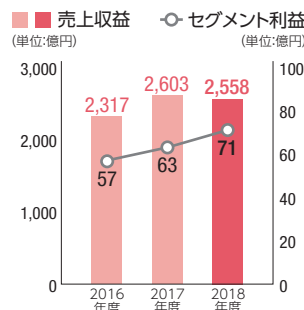
売上収益構成比



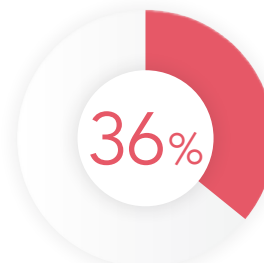
【国際物流】

国際物流の売上収益は、為替影響や日新運輸株式会社を持分法適用会社としたことなどにより、前期に比べ2%減少し、2,558億28百万円となりました。

セグメント利益は、課題案件の収益改善等により、前期に比べ13%増加し、71億8百万円となりました。



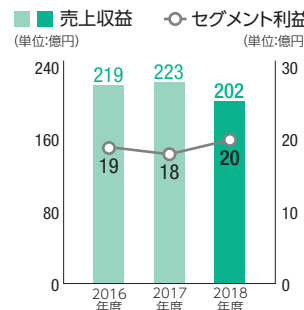
売上収益構成比



【その他】

その他の売上収益は、前期に比べ9%減少し、202億10百万円となりました。

セグメント利益は、車両・機器販売リース事業の増益等により、前期に比べ11%増加し、19億85百万円となりました。



売上収益構成比



●上記グラフはご参考

事業報告

(2) 対処すべき課題

グローバル経済においては、緩やかな成長基調にあるものの、保護主義・貿易摩擦の影響や地政学的リスク、自然災害の影響等には、引き続き留意する必要があります。また、日本経済、特に物流業界においては、労働力不足やEC市場拡大等の環境下、業界の垣根を超えた競争激化により、経営環境は厳しさを増しております。

このような状況の中、当社グループは、新中期経営計画の初年度である2019年度においては、次のとおり新中期経営計画を確実に実行してまいります。

〔基本方針〕

日立物流グループは、ブランドスローガン「未知に挑む。」とビジネスコンセプト「LOGISTEED」を掲げ、機能としての物流強化（スマートロジスティクス※1）を中核としながらも、事業・業界を超えた協創領域の拡大を図り、ロジスティクスの領域を超えた、新たなイノベーションを創出します。

2019年4月よりスタートする新中期経営計画では、「IoT」「AI（人工知能）」「ロボティクス」「フィンテック」「シェアリングエコノミー」といった技術の進化・社会の変化に加えて、デジタル化の進展によりサプライチェーンの構造が大きく転換するなかで、当社グループ及び協創パートナーも含めたデジタルイゼーションを推進し、オープンプラットフォームを構築することで、物流領域を基点/起点としたサプライチェーンを実現します。

当社グループは最も選ばれるソリューションプロバイダに向けて、「LOGISTEED」が掲げる姿へと変化・進化を遂げ、新たな存在価値を確固たるものとするとともに、さらなる企業価値の向上をめざします。

〔重点施策〕

① 強固なコア領域（スマートロジスティクス領域）構築のためのポートフォリオ戦略の実行

② コア領域を強化するとともにさらなる領域拡大へとつなげる協創戦略の実行

- (a) SGホールディングス株式会社との協創によるコア領域強化と対象領域の拡大
- (b) 株式会社近鉄エクスプレス・株式会社エーアイティーとの協創を通じたフォワーディング事業における領域シフト（コアからエッジへ）
- (c) 日立キャピタル株式会社との協創による「金流」「商流」「情流」「物流」の融合ソリューション創出

③物流領域を基点/起点としたサプライチェーンのデザイン

- (a) コア領域における「デジタルトランスフォーメーション×実業」の具現化
 - ・スマートロジスティクス新技術開発と現場への実装加速
- (b) 協創パートナーも含めたデジタルイゼーションによる「物流現場力×プラットフォーム」の拡大
 - ・安全安心のプラットフォーム(SSCV:スマート安全運行管理システム(Smart & Safety Connected Vehicle))
 - ・拡大するEC事業でのプラットフォーム(ECPF:EC業界向けプラットフォームセンター)
 - ・産業別プラットフォーム、地域別プラットフォーム展開
 - ・これらを支えるデジタルプラットフォーム構築に向けた協創

④次世代につながるオペレーションオリジンとその継承

- (a) 地域事業会社主導による強固な地域自律運営基盤の確立
- (b) 「ダイバーシティ&インクルージョン」「働き方改革」「全員教育」等の施策を通じた“人財の確保・定着・育成”
- (c) 全社ボトムアップ施策を通じた、わたくしごと化の推進(VC21活動:Value Change & Creation 2021年度)

⑤環境・社会・ガバナンスと企業倫理を意識した行動

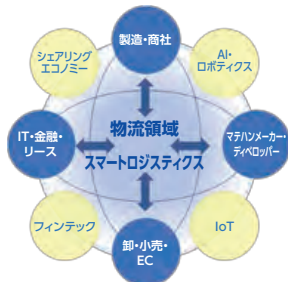
- (a) CSR注力分野の推進「次世代の産業やくらしの追求」「労働安全と生産性の向上」
「高い品質とレジリエンスの強化」「低炭素な事業プロセスの実現」
- (b) 「基本と正道」の徹底(コンプライアンス・ガバナンス強化)
- (c) 「物流品質」「情報セキュリティ」「AEO(Authorized Economic Operator)・輸出管理」
「グリーンロジスティクス」等の強化推進
- (d) 「安全第一(Safety First)」をスローガンとした、予防保全への取り組み推進

※1. 3PL・重量機工・フォワーディングのロジスティクスソリューションと、IT(情報技術)とLT(ロジスティクス技術)を駆使して、お客様の多様な物流ニーズにワンストップでお応えし、ロジスティクスのスマート化を実現するものです。

(ご参考)

2019年度の取り組み

日立物流グループはLOGISTEEDを掲げ、変化・進化し続けます



2019年度 計画値

売上収益	7,000億円
調整後営業利益	315億円
EBIT	352億円
親会社株主に帰属する当期利益	220億円
ROE	10.0%

EC業界向けスマートウェアハウスの事業化

複数のEC事業者さまで
シェアリング   

SMART 2019年9月**START**
WAREHOUSE
スマートウェアハウス

アセット

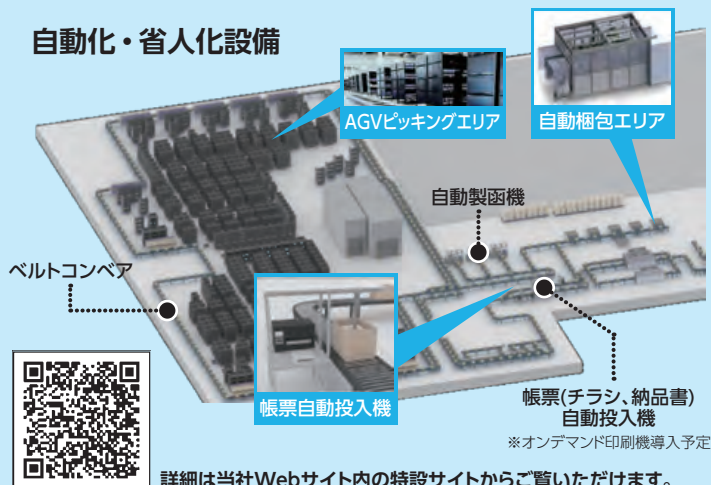
システム

空間

マンパワー

EC物流に必要な4つの機能をシェアする
従量課金型ECプラットフォームセンター

自動化・省人化設備



詳細は当社Webサイト内の特設サイトからご覧いただけます。

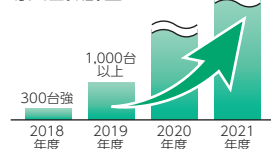
スマート安全運行管理システム(SSCV)

2019年度:
当社グループ車両への導入完了
→事業化スタート(予定)



詳細は当社Webサイト内の特設サイトからご覧いただけます。

導入台数計画



～ 事故ゼロ社会の実現 ～



SGホールディングス(株)との協業 / (株)エーアイティーとの協業

クロスセル(グローバル)のさらなる取り組み拡大

【稼働時期】2019年4月 【運営拠点】シンガポール



2拠点一体運営の実現 (人員・マテハンのシェアリング)



協創効果の創出に向けたプロジェクト始動



スマートロジスティクスの実装加速

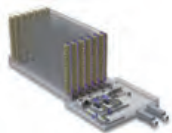
富山Ⅳ期物流センター拡張エリアの本格稼働



▲自動倉庫棟(内観)



▲デパタイザー



▲パレット自動倉庫



ライダー型▲無人フォーク

自動化・省人化を導入した次世代モデルセンター

物流拠点の拡充



アジア ニライチルドセンター2期棟増築



日立物流グループは、
ブランドスローガン「未知に挑む。」と
ビジネスコンセプト「LOGISTEED」を掲げ、
機能としての物流強化(スマートロジスティクス)を中核としながらも、
事業・業界を超えた協創領域の拡大を図り、ロジスティクスの領域を超えた、
新たなイノベーションを創出します。

『LOGISTEED』: LOGISTICS + Exceed, Proceed, Succeed & Speed
ロジステード ロジスティクスを超えて、ビジネスを新しい領域に導いていく意思を込めたコンセプト



新中期経営計画を踏まえた重点施策

- 強固なコア領域(スマートロジスティクス領域)構築のためのポートフォリオ戦略の実行
- コア領域を強化するとともに、さらなる領域拡大へとつなげる協創戦略の実行
- 物流領域を基点/起点としたサプライチェーンのデザイン
- 次世代につなぐオペレーションオリジンとその継承
- 環境・社会・ガバナンスと企業倫理を意識した行動

新中期経営計画の詳細は当社Webサイトからご覧いただけます

<http://www.hitachi-transportssystem.com/jp/ir/library/presentations/>



(3) 設備投資の状況

3PL事業を中心に競争力強化を図るため、物流センター機能・輸送能力の拡充等を目的として、土地・建物・物流設備・車両等に対する設備投資を実施しております。設備投資においては、戦略的投資方針に従い厳選吟味し、実施しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は275億59百万円となり、その主なものは次のとおりです。

当連結会計年度中に取得・完成した主要設備

- ・ニライチルドセンター（マレーシア・ヌグリスンビラン州）
- ・車両投資（トルコ・イスタンブール、他）

(4) 資金調達の状況

当面の事業遂行に必要な手元運転資金を確保したうえ、大口の資金需要等に際しては、必要に応じ資金調達を実施しております。

なお、当連結会計年度中における戦略投資資金への充当を目的として、銀行借入による200億円と、2018年9月の無担保社債発行による300億円の資金調達を実施しております。

(5) 重要な企業再編等の状況

- ・2019年2月1日に日立キャピタル株式会社へ当社の完全子会社である株式会社日立オートサービスの発行済株式の80,000株(所有割合40%)を譲渡いたしました。
- ・2019年3月1日に当社完全子会社である日新運輸株式会社は、国際貨物輸送とそれに付帯する輸出入通関等を行う株式会社エーアイテイーと株式交換を行い、株式会社エーアイテイーの完全子会社となりました。これにより、株式会社エーアイテイーは当社の持分法適用会社となりました。

(6) 財産及び損益の状況の推移

(単位:百万円)

区 分	国際財務報告基準(IFRS)			
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 (当連結会計年度)
売上収益	680,354	665,377	700,391	708,831
調整後営業利益	28,320	29,466	29,803	31,192
営業利益	28,334	28,207	29,266	30,353
親会社株主に帰属する当期利益	14,011	18,703	20,916	22,786
基本的1株当たり親会社株主に帰属する当期利益(円)	125.60	167.66	187.50	204.27
総資産	464,399	549,924	564,903	612,535
親会社株主持分	175,543	187,482	204,328	222,346

※M&A等の一部会計処理がIFRSに準拠していなかったため連結計算書類等を修正しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

当社は、子会社と緊密な連携のもと、総合的な物流サービス等を提供し、グループとして経営基盤の強化に努めています。

当社の連結子会社は84社で、主なものは次のとおりです。

(2019年3月31日現在)

会 社 名	所在地	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主な事業内容
日立物流ダイレックス株式会社	北海道札幌市	100	95	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業
株式会社日立物流東日本	茨城県日立市	100	100	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業
株式会社日立物流首都圏	千葉県柏市	100	100	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業
株式会社日立物流関東	埼玉県さいたま市	100	100	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業
株式会社日立物流南関東	神奈川県横浜市	100	100	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業
株式会社日立物流中部	愛知県名古屋市中区	100	100	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業

会 社 名	所在地	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主な事業内容
株式会社日立物流西日本	大阪府大阪市	200	100	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業
株式会社日立物流九州	福岡県糟屋郡	100	100	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業
日立物流コラボネクスト株式会社	東京都江東区	255	90	貨物利用運送事業、倉庫業
日立物流ファインネクスト株式会社	東京都中央区	300	90	貨物利用運送事業、倉庫業
株式会社バンテック	神奈川県横浜市	3,874	100	貨物自動車運送事業、倉庫業
株式会社日立物流バンテックフォワーディング	東京都中央区	1,000	100	港湾運送業、通関業、航空運送代理店業
日立物流ソフトウェア株式会社	東京都江東区	210	75	情報システムの開発・設計
株式会社日立トラベルビューロー	東京都中央区	100	100	各国航空会社の代理店業、一般旅行業
株式会社日立オートサービス	東京都台東区	100	60	自動車整備・販売業、不動産等の賃貸
VANTEC HITACHI TRANSPORT SYSTEM (USA), INC.	アメリカ・トーランス	千米ドル 3,500	100	国際複合一貫輸送業、国際航空貨物取扱業、 通関業
J.P. Holding Company, Inc.	アメリカ・アンダーソン	千米ドル 56,252	88	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、 倉庫業
James J. Boyle & Co.	アメリカ・サンフランシスコ	千米ドル 3,359	96	フォワーディング事業
Hitachi Transport System (Europe) B.V.	オランダ・ワーデンブルグ	千ユーロ 9,441	100	国際複合一貫輸送業、国際航空貨物取扱業、 通関業
ESA s . r . o .	チェコ・クラドノ	百万チェココルナ 293	100	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業
Mars Logistics Group Inc.	トルコ・イスタンブール	千トルコリラ 1,500	80	陸上輸送事業、フォワーディング事業
日立物流萬特可(香港)有限公司	中国・香港	千香港ドル 122,900	100	国際複合一貫輸送業、国際航空貨物取扱業、 通関業
日立物流(中国)有限公司	中国・上海市	千米ドル 7,500	100	国際複合一貫輸送業、国際航空貨物取扱業、 通関業
Hitachi Transport System (Asia) Pte. Ltd.	シンガポール	千シンガポールドル 94,100	100	国際複合一貫輸送業、国際航空貨物取扱業、 通関業
Flyjac Logistics Pvt. Ltd.	インド・ムンバイ	百万インドルピー 600	100	国際複合一貫輸送業、国際航空貨物取扱業、 通関業

(注) 1. 議決権比率は間接保有を含んでおります。
2. 当事業年度末現在において、特定完全子会社はございません。

(8) 主な事業内容(2019年3月31日現在)

事業	事業内容
国内物流	■ 3PL事業〔国内〕 (物流システム構築、情報管理、在庫管理、受発注管理、流通加工、物流センター運営、工場構内物流作業、輸配送など物流業務の包括的受託) ■ 一般貨物・重量品・美術品などの輸送・搬入・据付作業 ■ 工場・事務所などの大型移転作業 ■ 倉庫業、トランクルームサービス ■ 産業廃棄物の収集・運搬業
国際物流	■ 3PL事業〔国際〕 (通関手続、陸上・海上・航空の輸送手段を利用した国際一貫輸送など物流業務の包括的受託) ■ 海外現地物流業務 ■ 航空運送代理店業
その他	■ 物流コンサルティング業 ■ 情報システムの開発・設計業務 ■ 情報処理の受託業務 ■ コンピューターの販売業務 ■ 旅行代理店業務 ■ 自動車の整備・販売・賃貸業務 ■ 不動産賃貸業 ■ 自動車教習事業 等

(9) 主な事業所(2019年3月31日現在)

①当社の主な事業所

本社		東京都中央区
営業統括本部	営業開発本部	東京都中央区
	重量機工本部	東京都中央区
	ロジスティクスソリューション開発本部	東京都中央区
	IT戦略本部	東京都中央区
東日本統括本部	東日本営業本部	東京都中央区
	首都圏営業本部	東京都中央区
西日本統括本部	中部営業本部	愛知県名古屋市
	西日本営業本部	大阪府大阪市

②子会社の主な事業所

主要な子会社及びその所在地は、「(7)重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

(10) 従業員の状況(2019年3月31日現在)

	従業員数	前期末比増減
連結従業員	24,139名	935名減

(注) アルバイト・パート・シニア社員を含む人員数は、38,147名(前期末比1,156名減)です。

(11) 主な借入先の状況(2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行(シンジケートローン)	527億円
株式会社三菱UFJ銀行(シンジケートローン)	473億円

2. 会社の株式に関する事項

(2019年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 292,000,000株

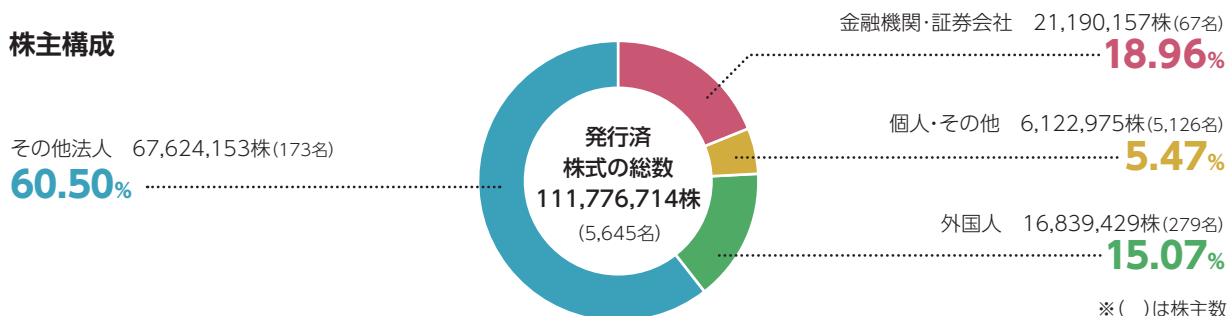
(2) 発行済株式の総数 111,776,714株(自己株式を含む) $\left[\begin{array}{l} \text{資本金} \quad 16,802,892,578\text{円} \\ \text{単元株式数} \quad 100\text{株} \end{array} \right]$

(3) 上位10位の株主

株主名	持株数	所有比率
株式会社日立製作所	33,471千株	30.01%
SGホールディングス株式会社	32,349	29.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,709	5.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,447	3.99
全国共済農業協同組合連合会	2,733	2.45
ジェーピー モルガン チェース バンク 380684	1,739	1.56
日立物流社員持株会	1,349	1.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,313	1.18
ゴールドマンサックスインターナショナル	1,266	1.14
福山通運株式会社	1,038	0.93

(注) 所有比率は、自己株式(227,265株)を除いて計算しております。

(4) 株主構成



3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び執行役の状況(2019年3月31日現在)

①取締役

役 位	氏 名	担当(委員会)	主な職業及び重要な兼職の状況
取 締 役	泉 本 小 夜 子	監 査 委 員 員 報 酬 委 員	公認会計士 フロイント産業株式会社 社外監査役 第一三共株式会社 社外監査役
取 締 役	浦 野 光 人	指 名 委 員 長 報 酬 委 員 長	横河電機株式会社 社外取締役 HOYA 株式会社 社外取締役 株式会社りそなホールディングス 社外取締役
取 締 役	田 中 幸 二	—	株式会社日立製作所 アドバイザー 日立化成株式会社 取締役 日立建機株式会社 取締役 公益財団法人 日立財団 理事長
取 締 役	總 山 哲	指 名 委 員 員 監 査 委 員	弁護士
取 締 役	馬 越 恵 美 子	指 名 委 員	桜美林大学ビジネスマネジメント学群 教授 アクサ生命保険株式会社 取締役
取 締 役	丸 田 宏	監 査 委 員 長	—
取 締 役	神 宮 司 孝	—	株式会社エーアイティイー 取締役
取 締 役	中 谷 康 夫	指 名 委 員 員 報 酬 委 員	—

- (注) 1. 取締役泉本小夜子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
2. 取締役泉本小夜子、浦野光人、田中幸二、總山哲、馬越恵美子及び丸田宏の6氏は、社外取締役であります。
3. 取締役馬越恵美子氏の戸籍上の氏名は山本恵美子です。
4. 取締役馬越恵美子氏は2019年3月31日をもってアクサ生命保険株式会社 取締役を退任しました。
5. 取締役馬越恵美子氏は2019年4月1日にアクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社 取締役に就任しました。
6. 取締役丸田宏氏は、他の会社でCFOや財務統括本部長等を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
7. 当社は、取締役泉本小夜子、浦野光人、總山哲及び馬越恵美子の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 監査委員会は、監査委員会の監査の実効性を確保するために、常勤監査委員1名を選定しております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第22条の規定に基づき、非業務執行取締役泉本小夜子、浦野光人、田中幸二、總山哲、馬越恵美子、丸田宏の6氏との間で、会社法第423条第1項に定める株式会社に生じた損害を賠償する責任を限定する契約を締結しております。その内容の概要は、これら取締役の責任を、会社法第425条第1項各号に掲げる額の合計額を限度とするものです。

③執行役

役 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 執 行 役 執 行 役 社 長	* 中 谷 康 夫	
執 行 役 専 務	飯 田 邦 夫	西日本統括本部長、西日本統括本部西日本営業本部長
執 行 役 専 務	* 神 宮 司 孝	株式会社日立物流/バンテックフォワーディング代表取締役社長、 株式会社エーアイティー取締役
執 行 役 常 務	飯 野 一 郎	海外事業統括本部長、AEO・輸出管理本部長
執 行 役 常 務	佐 藤 清 輝	経営戦略本部長、協創 PJ 長、構造改革 PJ 長
執 行 役 常 務	畠 山 和 久	東日本統括本部長
執 行 役 常 務	林 伸 和	財務戦略本部長
執 行 役 常 務	藤 谷 寛 幹	営業統括本部長、営業統括本部ロジスティクスソリューション開発本部長、 PM 推進本部長
執 行 役	鹿 志 村 一 俊	東日本統括本部東日本営業本部長、株式会社日立物流南関東代表取締役社長
執 行 役	黒 梅 裕 一	営業統括本部副本部長、営業統括本部重量機工本部長
執 行 役	高 木 宏 明	中国代表、日立物流（中国）有限公司社長
執 行 役	長 尾 清 志	西日本統括本部中部営業本部長
執 行 役	西 川 和 宏	東日本統括本部首都圏営業本部長、株式会社日立物流関東代表取締役社長
執 行 役	萩 原 靖	人事総務本部長、CSR 推進本部長
執 行 役	平 野 利 一 郎	欧州代表、Hitachi Transport System (Europe) B.V. 社長

(注) 1. *印を付した執行役は、取締役を兼務しております。
2. 役位毎に五十音順で記載しております。

なお、2019年4月1日をもって、執行役の変更を行いました。新たな執行体制は次のとおりです。

〈新執行体制〉

(2019年4月1日現在)

役 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 執 行 役 執 行 役 社 長	* 中 谷 康 夫	
代 表 執 行 役 執 行 役 副 社 長	* 神 宮 司 孝	株式会社日立物流/バンテックフォワーディング代表取締役社長 株式会社エーアイティー取締役
執 行 役 専 務	飯 田 邦 夫	西日本統括本部長
執 行 役 専 務	佐 藤 清 輝	経営戦略本部長、協創PJ長
執 行 役 専 務	林 伸 和	財務戦略本部長
執 行 役 常 務	飯 野 一 郎	海外事業統括本部長、アジア代表、AEO・輸出管理本部長
執 行 役 常 務	萩 原 靖	人事総務本部長、CSR 推進本部長、情報セキュリティ本部長
執 行 役 常 務	畠 山 和 久	東日本統括本部長、東日本統括本部東日本営業本部長、 株式会社日立物流南関東代表取締役社長
執 行 役 常 務	藤 谷 寛 幹	営業統括本部長、営業統括本部ロジスティクスソリューション開発本部長、 PM 推進本部長
執 行 役	黒 梅 裕 一	営業統括本部重量機工本部長、経営戦略本部副本部長
執 行 役	坂 口 和 久	西日本統括本部西日本営業本部長
執 行 役	高 木 宏 明	中国代表、日立物流（中国）有限公司社長
執 行 役	長 尾 清 志	西日本統括本部中部営業本部長
執 行 役	西 川 和 宏	東日本統括本部首都圏営業本部長、株式会社日立物流関東代表取締役社長
執 行 役	平 野 利 一 郎	欧州代表、Hitachi Transport System (Europe) B.V. 社長
執 行 役	本 田 仁 志	財務戦略本部副本部長
執 行 役	三 村 哲 史	営業統括本部営業開発本部長
執 行 役	米 倉 俊 輔	営業統括本部 IT 戦略本部長

- (注) 1. 執行役鹿志村一俊氏は、2019年3月31日をもって任期満了により退任しました。
2. 執行役坂口和久、本田仁志、三村哲史、米倉俊輔の4氏は2019年3月31日の当社取締役会決議において新たに選任され、2019年4月1日に就任しました。
3. *印を付した執行役は、取締役を兼務しております。
4. 役位毎に五十音順で記載しております。

(2) 報酬委員会による取締役及び執行役の報酬等の額の決定に関する方針と決定プロセス**① 方針の決定の方法**

当社は、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定により、報酬委員会が取締役及び執行役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針を定めています。

② 基本方針

他社の支給水準も勘案の上、当社役員に求められる能力及び責任や会社の業績などに見合った役職毎の報酬等の水準を報酬委員会で審議し決定します。

③ 取締役報酬等

取締役の報酬等は、月俸及び期末手当(常勤者のみ)で構成されております。月俸は、常勤・非常勤の別と役職を反映し、期末手当は、月俸を基準に年収の概ね1割の水準で予め基準額を定め、会社業績を反映して、報酬委員会での審議により決定します。なお、執行役を兼務する取締役には、取締役としての報酬等は支給しません。

当事業年度に係る報酬等については、2017年12月26日に報酬委員会で定めた取締役等の報酬等の額の決定方針に基づき、2018年6月19日に取締役の個人別の報酬等の内容、2019年5月21日に取締役の個人別の期末手当を、それぞれ報酬委員会で審議し決定しています。

④ 執行役報酬等

執行役の報酬等は、月俸及び業績連動報酬で構成されており、役位に応じた基準額に査定を反映して決定します。なお、業績連動報酬は、年収の概ね3割から4割となる水準で基準額を定め、売上収益・調整後営業利益を指標とし対前期比の評価(※1)及び担当業務における成果に応じ報酬委員会での審議により決定します。時価総額と相関の強い調整後営業利益を指標の一つに設定することにより、株主価値向上に責任を持つことをより明確にしました。

なお、当事業年度に係る報酬等について、2017年12月26日に報酬委員会で定めた、執行役報酬等の額の決定方針に基づき、2018年3月30日に執行役の個人別の報酬等の内容、2019年5月21日に執行役の個人別の業績連動報酬を、それぞれ報酬委員会で審議し決定しています。

※1. 2018年度 売上収益:7,088億31百万円(前期比1%増)、調整後営業利益:311億92百万円(前期比5%増)

(3) 取締役及び執行役の報酬等の額

区 分	当事業年度に係る月俸及び期末手当又は業績連動報酬	
	支給人員	支給金額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (7)	86百万円 (86)
執行役	15	530
合 計	22	616

(注) 取締役の人数には、執行役を兼務する取締役2名を含みません。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行取締役等及び社外役員等との重要な兼職に関する事項

記載すべき関係はありません。

②当社又は当社の特定関係事業者の業務執行取締役等との親族関係

社外取締役6名はいずれも、当社又は当社特定関係事業者の業務執行取締役等重要な地位にある者と三親等以内の親族関係にありません。

③当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
泉 本 小 夜 子	当事業年度に開催された取締役会14回、監査委員会16回、報酬委員会5回のすべてに出席しました。会計に関する深い知見から、計算書類等の適正性について、適切な助言、提言等の発言を行っています。
浦 野 光 人	当事業年度に開催された取締役会14回、指名委員会8回及び報酬委員会5回のすべてに出席しました。企業経営における豊富な経験を踏まえ、経営戦略や事業運営等について、適切な助言、提言等の発言を行っています。
田 中 幸 二	2018年6月19日開催の当社第59回定時株主総会において、新たに選任され就任しております。就任後に開催された取締役会12回のすべてに出席しました。企業経営における豊富な経験を踏まえ、経営戦略や事業運営等について、適切な助言、提言等の発言を行っています。
總 山 哲	当事業年度に開催された取締役会14回、監査委員会16回、就任後に開催された指名委員会6回のすべてに出席しました。法律・コンプライアンスに関する深い知見から、コンプライアンス経営の推進について、適切な助言、提言等の発言を行っています。
馬 越 恵 美 子	当事業年度に開催された取締役会14回、指名委員会8回のすべてに出席しました。経営学に関する専門知識及び大学教授として得た見識を踏まえ、海外戦略やダイバーシティについて、適切な助言、提言等の発言を行っています。
丸 田 宏	当事業年度に開催された取締役会14回、監査委員会16回のすべてに出席しました。財務・会計における豊富な経験及び見識をもとに、財務、コンプライアンス等について、適切な助言、提言等の発言を行っています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	128百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	182百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、報酬等の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査委員会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積の算出根拠等の妥当性や適切性を確認し、監査時間及び報酬額等を精査した結果、報酬額等は相当、妥当であることを確認しており、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 対価を支払っている非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、合意された手続業務を委託し対価を支払っております。

(4) 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社（「1. 企業集団の現況に関する事項 (7) 重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載しています。）のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）による監査（会社法又は金融商品取引法〔これらの法律に相当する外国法令を含む〕の規定によるものに限る）を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の解任等の決定方針について下記のとおり定めており、解任又は不再任が相当であると監査委員会が判断した場合、監査委員会の決議又は会計監査人の解任若しくは不再任に係る株主総会の議案を決定し、会計監査人を解任又は不再任とします。

①会計監査人の解任の決定

- (a) 会社法第340条第1項各号に定める条項に該当すると認められる場合
- (b) 会社法、金融商品取引法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの業務停止等の重大な処分を受けた場合

②会計監査人の不再任の決定

- (a) 会計監査人の独立性、監査品質等の確保体制が著しく不十分であると判断される場合
- (b) 会計監査人の監査品質の管理、監査活動等が著しく不十分と判断される場合
- (c) 上記(a)及び(b)を含めた監査の体制及び実施状況を総合的に勘案して、会計監査の信頼性や有効性に強い疑義があると判断される場合

インターネット開示事項

6. 会社の体制及び方針

(1) コーポレート・ガバナンス体制

①基本的な考え方

当社グループでは、経営の透明性と効率性を高め、また、コンプライアンス経営の遂行と正しい企業倫理に基づいた事業展開で、企業価値向上と持続的発展を図ることを、コーポレート・ガバナンスの基本と考えております。当社では、この基本方針に基づき、健全でかつ透明性が高く、事業環境の変化に俊敏に対応できるコーポレート・ガバナンス体制の確立をめざし、経営監督機能と業務執行機能を分離する指名委員会等設置会社形態を採用しております。なお、当社はコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方などを示した「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社Webサイトに掲載しております。

②会社の機関の内容等

当社では、指名委員会等設置会社形態を採用することにより、執行役が、取締役会から大幅な権限移譲を受け、事業再編や戦略投資などの迅速な意思決定を図っております。

業務執行をより適切に進めるために全執行役を構成員とする執行役会を組織し、当社及びグループ全体に影響を及ぼす業務執行に関する重要事項について検討を行い、また、決裁基準を定めて執行役の責任・権限を明確化しております。

経営監督機能である取締役会では、外部の客観的な意見を積極的に取り入れるべく社外取締役を招聘し、また、指名・監査・報酬の3つの委員会を設置し、権限の分散を図り、経営の透明性向上と監督機能の強化に努めております。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、法律の定めに基づき、取締役及び執行役の職務執行を監査する権限を持つ監査委員会を設置し、併せて、取締役会において、内部統制にかかる体制全般を整備しております。

また、当社グループは、財務情報に関する内部統制整備を行い、金融商品取引法に定める財務報告に係る内部統制報告制度の遵守により、財務報告の信頼性の確保に努めております。

コンプライアンスに関する取り組みでは、基本方針・規則の制定、内部通報制度・コンプライアンス監査制度などを整備しております。また、コンプライアンス教育を行うなど、積極的に啓蒙活動に取り組み、グループ内の意識向上、法令や社内規則の遵守・企業倫理等の徹底を図っております。

大規模自然災害に対する取り組みでは、全従業員を対象とする安否確認システムを刷新いたしました。

また、国内全拠点での備蓄品常備、停電時における電源確保強化推進、大型災害訓練の実施、防災セミナーの開催等を継続実施しております。災害時にいち早く事業を復旧・継続することによりステークホルダーの期

待と信頼に応じてまいります。

情報セキュリティや個人情報保護に関する取り組みでは、物流業務の受託に際し入手した顧客情報や個人情報など、管理すべき情報資産の取り扱いについて社内規則を定め、内部監査や社内研修等を通じて管理の徹底を図ると同時に、ISO27001(※1)及びプライバシーマーク(※2)の第三者認証を取得し、GDPR(General Data Protection Regulation)(※3)への対応等、情報セキュリティや個人情報保護の基盤の強化に努めております。

※1. ISO27001:情報システムの安全管理体制が一定の基準に達していることを評価、認定する国際標準規格。

※2. プライバシーマーク:一般財団法人日本情報経済社会推進協会が、個人情報を適切に取り扱う事業者を、JIS規格に基づき一定の基準で評価し認定する制度。

※3. GDPR:EU一般データ保護規則。欧州経済領域の個人データ保護を目的とした管理規則。個人データの移転と処理について法的要件が定められている。

④反社会的勢力排除に向けた整備の状況

当社グループでは従業員が取るべき行動を示した行動規範を制定して全グループ従業員へ反社会的勢力との断絶を徹底しています。また、「反社会的取引の防止に関する規則」の制定、反社会的取引防止委員会の設置、および新規取引先が反社会的勢力ではないことの審査の徹底等により、反社会的取引の禁止並びにその防止のための管理体制を整備しています。

(2) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

①業務の適正を確保するための体制について決議内容の概要

当社は、指名委員会等設置会社として業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を整備しており、その内容の概要は以下のとおりです。

- (a) 監査委員会を含む各種委員会及び取締役会の職務を補助する専任の組織として取締役室を設け、執行役の指揮命令に服さない従業員を置きます。
- (b) 監査委員の職務の執行について生ずる費用の支払いその他の事務は取締役室が担当し、社内規則に則り、職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに処理します。
- (c) 取締役室に所属する従業員の執行役からの独立性を確保するため、監査委員会は取締役室の人事異動につき事前に報告を受けるものとします。
- (d) 監査委員会の監査の実効性を確保するため、監査委員会に常勤監査委員を置くとともに、監査室の監査計画と調整の上、活動計画を作成します。
- (e) 当社の執行役及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員は、会社に影響を及ぼす重要事項、内部監査の結果及び内部通報制度の通報状況を遅滞なく監査委員に報告します。又、常勤監査委員は、原則として重要な会議に出席し、必要な場合には、付議、報告された案件について、遅滞なく他の監査委員に報告します。なお、上記の内部通報制度による通報者については、通報したことを理由として不利益な取扱

いをしない旨会社規則に定め、その運用を徹底します。

(f) 企業の社会的責任の重視等の基本方針を各グループ会社と共有します。

(g) 子会社の規模に応じて、当社に準じた体制を整備するとともに、必要に応じて、法令等に対する日立物流グループとしての対応方針を定めます。

(h) 執行役の職務の執行に係る情報については、社内規則に則り、作成保存します。

(i) 各種のリスクに対し、それぞれの対応部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う体制をとります。又、業務執行状況の報告等を通じて新たなリスクの発生可能性の把握に努め、対応が必要な場合、速やかに対応責任者となる執行役を定めます。

(j) 執行役並びに子会社の取締役の職務遂行の効率性を確保するために、次に記載する経営管理システムを用います。

1. 当社又は日立物流グループに影響を及ぼす重要事項について、多面的な検討を経て慎重に決定するため、執行役会を組織し、審議します。

2. 日立物流グループの経営方針に基づき、計画的かつ効率的に事業を運営するため、連結事業体で中期経営計画及び年度予算を策定し、これらに基づいた業績管理を行います。子会社は当該制度を通じて業績を報告します。

3. 当社及び子会社の業務運営状況を把握し、改善を図るため、監査室その他の担当部署による内部監査を定期的実施するとともに、当社からグループ会社に取り締役及び監査役を派遣します。

4. 会計監査人の監査計画については監査委員会が事前に報告を受領し、会計監査人の報酬及び会計監査人に依頼する非監査業務については監査委員会の事前承認を要することとします。

5. 財務報告の信頼性を確保するため、当社及びグループ会社において文書化された業務プロセスを実行し、社内外の監査担当者が検証します。

6. グループ会社に共通する業務について、適正かつ効率的に行う体制を構築します。

(k) 当社の執行役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合した体制を継続的に維持するため、次に記載する内容の経営管理システムを用います。

1. 内部監査を実施し、又、横断的な管理を図るため輸出管理委員会等を設置します。更には、内部通報制度を設置するとともに、法令遵守教育を実施します。

2. 各種会社規則を定め、内部統制システム全般の周知及び実効性の確保を図ります。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

監査委員会を含む各種委員会及び取締役会の職務を補助する専任の組織として取締役室を設け、執行役の指揮命令に服さない専任の使用人を置いております。また、監査委員の職務の執行について生ずる費用の支払いその他の事務は、取締役室が担当して処理を行っています。加えて、取締役室の人事異動については事前に報告を受ける等、取締役室に所属する従業員の執行役からの独立性は確保されています。また、常勤監査委

員は、「執行役会」等の重要な会議に出席し、会社に影響を及ぼす重要事項、内部監査の結果及びコンプライアンス社内通報制度の通報状況を確認するとともに活動計画を作成して実行しています。

執行役及び当社使用人の職務執行について、月1回開催される執行役会では、「執行役会規則」において付議基準を定め、審議しています。執行役会に関する記録は所定の方法により作成保存し、重要事項に関する決裁文書については永年保存します。さらに、「執行役決裁基準」を定め、執行役は決裁基準に従い、職務執行を行っています。法令及び定款に適合した体制を継続的に維持するため、内部監査を実施するとともに、内部通報制度も設けています。また、eラーニング、社内研修等を行い、コンプライアンスに関する教育を実施しています。

グループ会社の経営管理について、日立物流グループの業務の適正を確保するため、グループ会社に対して、各社の規模等に応じた体制の整備を行わせ、子会社への取締役及び監査役の派遣並びに子会社の各部署への定期的な監査等を行うとともに、「グループ会社決裁基準」によって、子会社に係わる業務上の重要事項について、当社執行役会での審議の対象としています。また、「日立物流グループ行動規範」等の基本方針を定め、企業の社会的責任についてグループ会社と共有しています。

リスク管理体制について、コンプライアンス、情報セキュリティ、災害、品質、輸出管理、不良債権等にかかるリスクについては、それぞれの対応部署に、「贈収賄防止に関する規則」、「情報セキュリティ対策標準」、「品質管理規則」等の規則を制定、定期的に研修を実施、マニュアルの作成・配布等を行っています。また、新たなリスクの発生可能性を把握する為、事故・災害、情報セキュリティ等について、執行役会にて報告しています。

内部統制全般について、当社及びグループ会社の内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目標を効果的に達成する為、定期的に監査しています。

会計監査人の監査計画について、監査委員会は会計監査人から事前に報告を受領しています。加えて、会計監査人の報酬及び会計監査人に依頼する非監査業務の内容について、監査委員会は事前に報告を受領し、適切性を判断した上で同意をしています。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めておりませんが、株式の上場を通じて、事業運営・維持に必要な資金の調達に備えるとともに、株主、投資家及び株式市場より日々評価を受けることで、経営の透明性と効率性を高め、コンプライアンス経営の遂行と正しい企業倫理に基づいた事業展開を行うことが、企業価値向上と持続的発展に重要であると認識しております。

これらを踏まえ、ガバナンスの体制構築及び経営計画の策定・推進に取り組むことが、当社及び当社グループの企業価値の一層の向上及び広く株主全般に提供される価値の最大化に資するものと考えております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

①剰余金の配当

当社は、中長期的視野に基づく事業展開を考慮し、内部留保の充実により企業体質の強化を図りつつ、安定的な配当の継続に加え、業績に連動した利益還元に努めることを利益配分の基本方針としております。

②自己株式の取得

将来の株主価値の最大化を目的とした事業再編を含む機動的な資本政策を実行可能とするため、必要に応じて自己株式の取得を実施することとしています。

(5) 取締役会全体の実効性の分析・評価・結果

1.「取締役会として議論すべき内容と仕組み」について

議題内容の配分は、経営戦略が全体の37%、企業統治が同26%、事業運営他が同37%と、年間を通じた計画により適切に設定されております。昨年度も課題であった長期的展望については、執行側から初期段階での全体骨子が説明されたことにより、取締役会としての事前の意見交換が可能になりました。これを基に2021年度までの中期経営計画が策定されましたが、今後ともM&Aなどの投資や事業ポートフォリオの整理といった長期的な議論をさらに進めていく必要があります。また、取締役会のさらなる実効性の確保を目的に、2019年3月に当社研修所において、独立社外取締役のみによるブレインストーミングを初めて開催しました。そこでは、権限を大幅に委譲している執行役(執行役会)の監督に向けた具体的な取り組みや事業所視察などによる情報共有の重要性が認識され、また、次期経営幹部の育成についても、指名委員会のみならず取締役会としてもより主体的に関わっていくことを確認しました。

2.「取締役会の構成と役割に応じた実効性」について

独立社外取締役は8名中4名(内、2名が女性)であり、取締役会全体として会社経営経験者、公認会計士、企業会計・財務の経験者、経営学者、弁護士など高い専門性と見識を有する多様な構成となっております。2018年度に指名委員会は8回、監査委員会は16回、報酬委員会は5回開催されており、昨年度からの取締役会議長および指名委員会・監査委員会・報酬委員会の各委員長を、非執行の社外取締役が務めることに加え、今年度からは指名委員会および報酬委員会は、独立社外取締役が委員長となったことにより、中立性がさらに高まりました。なお、各委員会の実効性の自己評価については以下の通りです。

①指名委員会：取締役会の重要な役割の一つであるCEOの選解任について、指名委員会として「執行役社長再任プロセス」に関する議論を計3回実施し、最終的に決議された内容に基づき、現社長の2019年度の再任については異議がないことを確認しました。

- ②監査委員会：監査委員会から執行側への提言に対しては引き続き迅速に対応が図られ実効性は確保されています。監査委員会、内部監査部門、会計監査人による三様監査連携は、情報共有によるリスク特定と監査品質の向上に有効に機能し、監査の実効性と効率性は基本的に維持されています。しかしながら、監査法人より「無限定適正意見」を受けていた第56期以降の連結財務諸表等は、M&Aに係る会計処理の一部に関してIFRSに準拠していないことが2019年1月に判明し、2019年3月期の第3四半期決算時に第56期以降の連結財務諸表等の修正をいたしました。執行側に対してはIFRSに係る決算内部統制プロセスの改善を勧告し、監査法人に対しては監査品質管理のさらなる改善を要請いたしました。来年度はそれぞれの対策の進捗を検証することにより、複雑性を増すIFRSの決算処理誤りの再発防止に努め、「三様監査の連携強化」と「監査品質の向上」に引き続き尽力してまいります。84社に上る国内外グループ会社ガバナンスの要となる取締役会が有効に機能していることの検証は、監査委員会監査で自ら確認すると共に各社監査役からの監査活動の定例報告および内部監査室の監査報告を活用し、個々に必要な是正措置に関する執行側への要望を継続的に行っています。また、今年度から監査役報告に基づいた「日立物流グループ会社監査役体制の評価」を行い、その評価結果から監査役の活動水準の向上に必要な是正の要望を執行側に行いました。その結果、専任の監査役を増員し、子会社の監査役体制の強化が2019年度より実行されることになりました。コーポレートガバナンス・コードで求められている企業価値の持続的向上に関しては、監査委員会が求めているWACC（※1）を基準にROIC（※2）をKPI（※3）として活用する事業評価の仕組みが予算プロセスに導入され、資本効率を重視した経営が定着しつつあります。
- ③報酬委員会：執行役の報酬設定において、検討すべきベンチマークを増やすことにより多面的な評価を進め、今後は総報酬内の固定・変動比率や株式報酬についての議論が必要になることを確認しました。また、開催時間も含めた内容の充実化に具体的に取り組んでまいります。

3.「取締役会の開催・計画・実運営」について

2018年度に取締役会は14回開催され、原則として毎月開催の頻度は適切であり、年間計画も予め各取締役の意見などを反映した、バランスの良い内容になっております。実運営においては、議題内容の事前説明が、一部の議題については、その内容により取締役会開催直前の資料提出のみになる場合があるため、確実な事前説明を事務局に求めました。なお、取締役会では自由闊達な雰囲気の下、各取締役による様々な角度からの活発な意見交換が行われております。

※1. WACC(Weighted Average Cost of Capital)：加重平均資本コスト

※2. ROIC(Return on Invested Capital)：投下資本利益率

※3. KPI(Key Performance Indicator)：重要業績評価指標

(添付書類)

連結財政状態計算書

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び現金同等物	63,497	108,412
売上債権	135,987	—
売上債権及び契約資産	—	132,544
棚卸資産	1,711	1,145
その他の金融資産	7,868	4,597
その他の流動資産	11,089	11,965
流動資産合計	220,152	258,663
非流動資産		
持分法で会計処理されている投資	75,349	84,009
有形固定資産	175,015	182,400
のれん	27,869	26,212
無形資産	31,833	28,556
繰延税金資産	8,466	8,083
その他の金融資産	18,320	18,241
その他の非流動資産	7,899	6,371
非流動資産合計	344,751	353,872
資産の部合計	564,903	612,535

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買入債務	55,078	54,253
短期借入金	10,747	5,850
償還期長期債務	15,307	5,662
未払法人所得税	6,782	3,362
その他の金融負債	29,049	24,886
その他の流動負債	30,829	28,481
流動負債合計	147,792	122,494
非流動負債		
長期債務	138,244	191,198
退職給付に係る負債	32,077	32,083
繰延税金負債	10,897	10,712
その他の金融負債	23,721	22,958
その他の非流動負債	3,881	4,141
非流動負債合計	208,820	261,092
負債の部合計	356,612	383,586
資本の部		
親会社株主持分		
資本金	16,803	16,803
利益剰余金	186,373	206,245
その他の包括利益累計額	1,333	△ 520
自己株式	△ 181	△ 182
親会社株主持分合計	204,328	222,346
非支配持分	3,963	6,603
資本の部合計	208,291	228,949
負債・資本の部合計	564,903	612,535

※前連結会計年度は、誤謬の訂正を反映した数値となっております。

連結損益計算書

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上収益	700,391	708,831
売上原価	△ 620,011	△ 626,458
売上総利益	80,380	82,373
販売費及び一般管理費	△ 50,577	△ 51,181
調整後営業利益	29,803	31,192
その他の収益	3,461	3,850
その他の費用	△ 3,998	△ 4,689
営業利益	29,266	30,353
金融収益	88	450
金融費用	△ 1,818	△ 1,042
持分法による投資利益	5,557	6,419
受取利息及び支払利息調整後 税引前当期利益	33,093	36,180
受取利息	1,031	1,075
支払利息	△ 1,862	△ 2,009
税引前当期利益	32,262	35,246
法人所得税費用	△ 10,154	△ 11,233
当期利益	22,108	24,013
当期利益の帰属 親会社株主持分	20,916	22,786
非支配持分	1,192	1,227

(ご参考)

連結包括利益計算書

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期利益	22,108	24,013
その他の包括利益		
純損益に組み替えられない項目		
その他の包括利益を通じて測定する 金融資産の公正価値の純変動額	457	△ 300
確定給付制度の再測定	△ 60	△ 191
持分法のその他の包括利益	123	△ 14
純損益に組み替えられない項目合計	520	△ 505
純損益に組み替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	1,798	△ 1,121
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動額	—	△ 2
持分法のその他の包括利益	5	△ 108
純損益に組み替えられる 可能性のある項目合計	1,803	△ 1,231
その他の包括利益合計	2,323	△ 1,736
当期包括利益	24,431	22,277
当期包括利益の帰属 親会社株主持分	22,486	21,178
非支配持分	1,945	1,099

連結持分変動計算書

当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	親会社株主持分				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の包括 利益累計額	自己株式
期首残高	16,803	3,409	193,864	1,195	△ 181
誤謬の訂正による 累積的影響額		△ 3,409	△ 7,491	138	
誤謬の訂正を反映した期首残高	16,803	—	186,373	1,333	△ 181
会計方針の変更による 累積的影響額			25		
会計方針の変更を反映した 期首残高	16,803	—	186,398	1,333	△ 181
変動額					
当期利益			22,786		
その他の包括利益				△ 1,608	
非支配持分との取引等			115	△ 4	
配当金			△ 4,127		
利益剰余金への振替			99	△ 99	
自己株式の取得及び売却					△ 1
非支配株主に係る売建プット・ オプション負債の変動等			974	△ 142	
変動額合計	—	—	19,847	△ 1,853	△ 1
期末残高	16,803	—	206,245	△ 520	△ 182

	親会社株主持分合計	非支配持分	資本の部合計
期首残高	215,090	11,631	226,721
誤謬の訂正による 累積的影響額	△ 10,762	△ 7,668	△ 18,430
誤謬の訂正を反映した期首残高	204,328	3,963	208,291
会計方針の変更による 累積的影響額	25		25
会計方針の変更を反映した 期首残高	204,353	3,963	208,316
変動額			
当期利益	22,786	1,227	24,013
その他の包括利益	△ 1,608	△ 128	△ 1,736
非支配持分との取引等	111	2,130	2,241
配当金	△ 4,127	△ 171	△ 4,298
利益剰余金への振替	—	—	—
自己株式の取得及び売却	△ 1		△ 1
非支配株主に係る売建プット・ オプション負債の変動等	832	△ 418	414
変動額合計	17,993	2,640	20,633
期末残高	222,346	6,603	228,949

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書 (要約)

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー	27,924	37,812
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,178	△ 13,892
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 16,445	21,104
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額	713	△ 109
V. 現金及び現金同等物の増減	6,014	44,915
VI. 現金及び現金同等物の期首残高	57,483	63,497
VII. 現金及び現金同等物の期末残高	63,497	108,412

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結計算書類の作成基準

当社及び子会社、並びにその関連会社及び共同支配企業に対する持分(以下、「当社グループ」)の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により国際財務報告基準(以下、「IFRS」)に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 84社

主要な連結子会社の名称は「1. 企業集団の現況に関する事項 (7) 重要な親会社及び子会社の状況 ② 重要な子会社の状況」に記載しているため省略しております。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 20社

主要な持分法適用の関連会社は、佐川急便株式会社であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 金融商品

(a) 非デリバティブ金融資産

当社グループは、売上債権及びその他の債権をこれらの発生日に当初認識しております。その他のすべての金融資産は、当社グループが当該金融商品の契約当事者となった取引日に当初認識しております。

非デリバティブ金融資産の分類及び測定モデルの概要は、次のとおりであります。

償却原価で測定する金融資産

金融資産は、以下の要件をいずれも満たす場合に、償却原価で測定しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されていること
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じること

償却原価で測定する金融資産は、公正価値(直接帰属する取引費用も含む)で当初認識しております。当初認識後、償却原価で測定する金融資産は実効金利法による償却原価により測定し、必要な場合には減損損失を控除しております。

償却原価で測定する金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産、売上債権及びその他の債権に関する予想信用損失に係る貸倒引当金について、信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かに応じて、少なくとも四半期ごとに継続的評価を実施しております。

信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、金融資産の予想残存期間の全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定しております。信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、期末日後12か月以内に生じる予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定しております。ただし、売上債権、契約資産及びリース債権については、常に

全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定しております。

信用リスクの著しい増大の有無は、債務不履行発生リスクの変化に基づいて判断しており、債務不履行とは、債務者による契約上のキャッシュ・フローの支払いに重大な問題が生じ、金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない状態と定義しております。債務不履行発生リスクに変化があるかどうかの判断においては、主に外部信用格付け、期日経過の情報等を考慮しております。

予想信用損失は、金融資産に関して契約上支払われるキャッシュ・フロー総額と、受取りが見込まれる将来キャッシュ・フロー総額との差額の割引現在価値を発生確率により加重平均して測定しております。支払遅延の存在、支払期日の延長、外部信用調査機関による否定的評価、債務超過等悪化した財政状況や経営成績の評価を含む、一つまたは複数の事象が発生している場合には、信用減損が生じた金融資産として個別の評価を行い、主に過去の貸倒実績や将来の回収可能額等に基づき予想信用損失を測定しております。信用減損が生じていない金融資産については、主に過去の貸倒実績に必要に応じて現在及び将来の経済状況等を踏まえて調整した引当率等に基づく集約の評価により予想信用損失を測定しております。

償却原価で測定する金融資産、売上債権及びその他の債権に関する予想信用損失については、帳簿価額を直接減額せず、貸倒引当金を計上しております。予想信用損失の変動額は減損損失として純損益に認識しており、連結損益計算書の販売費及び一般管理費に含まれております。なお、金融資産について、全ての回収手段がなくなり、回収可能性がほぼ尽きたと考えられる時点で、金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していないと判断し、直接償却しております。

公正価値で測定しその変動を純損益で認識する(以下、「FVTPL」)金融資産

当社グループは、当初認識時においてFVTOCI金融資産として指定しない資本性金融資産、及び償却原価で測定する金融資産に分類されない負債性金融資産を、FVTPL金融資産に分類しております。当初認識後、公正価値で測定し、その事後的な変動を純損益として認識しております。

公正価値で測定しその変動をその他の包括利益で認識する(以下、「FVTOCI」)金融資産

当社グループは、投資先との取引関係の維持、強化による収益基盤の拡大を目的として保有している資本性金融資産について、当初認識時にFVTOCI金融資産に取消不能な指定を行っております。FVTOCI金融資産として指定される資本性金融資産は当初認識後、公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しております。なお、FVTOCI金融資産からの配当については、明らかな投資の払い戻しの場合を除き、純損益として認識しております。

金融資産の認識の中止

当社グループは金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が移転し、当該金融資産の所有に係るリスク及び経済価値を実質的にすべて移転した場合、当該金融資産の認識を中止しております。金融資産の所有に伴う実質的に全てのリスク及び経済価値を留保も移転もしない取引においては、当社グループは当該金融資産への支配を保持していない場合にその資産の認識を中止するものとしております。なお、FVTOCI金融資産の認識を中止した場合は、その他の包括利益累計

連結注記表

額を利益剰余金に直接振り替えており、純損益に認識しておりません。

(b) 非デリバティブ金融負債

当社グループは、発行した負債性金融商品をその発行日に当初認識しております。その他の金融負債はすべて当社グループが当該金融商品の契約の当事者になる取引日に認識しております。

当社グループは、金融負債が消滅した場合、つまり契約上の義務が履行されるか、債務が免責、取消又は失効となった場合に、認識を中止しております。

当社グループは、非デリバティブ金融負債として、社債、借入金、買入債務等を有しており、公正価値(直接帰属する取引費用を控除後)で当初認識しております。また当初認識後、実効金利法を用いた償却原価により測定しております。

当社グループは、非支配持分の所有者に付与している子会社株式の売建プット・オプションについて、将来キャッシュ・フローを割り引く方法に基づき算定した公正価値を金融負債として認識するとともに非支配持分との差額を資本剰余金又は利益剰余金から減額し、当初認識後の変動については資本剰余金又は利益剰余金に認識しております。

(c) デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスク及び金利リスクをそれぞれヘッジするために、先物為替予約契約及び金利スワップ契約といったデリバティブを利用しております。これらすべてのデリバティブについて、その保有目的、保有意思にかかわらず公正価値で計上しております。

当社グループが利用しておりますヘッジの会計処理は、次のとおりであります。

「キャッシュ・フロー・ヘッジ」は予定取引又は既に認識された資産又は負債に関連して発生する将来キャッシュ・フローの変動に対するヘッジであり、ヘッジの効果が高度に有効である限り、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定したデリバティブの公正価値の変動はその他の包括利益として認識しております。この会計処理は、ヘッジ対象に指定された未認識の確定契約、又は将来キャッシュ・フローの変動を純損益に認識するまで継続し、その時点でデリバティブの公正価値の変動も純損益に含めております。なお、ヘッジ対象に指定された予定取引により、非金融資産もしくは非金融負債が認識される場合、その他の包括利益として認識したデリバティブの公正価値の変動は、当該資産又は負債が認識された時点で、当該資産又は負債の取得原価その他の帳簿価額に直接含めております。

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」(2014年7月改訂)に定められているデリバティブを利用する目的、その戦略を含むリスク管理方針を文書化しており、それに加えて、そのデリバティブがヘッジ対象の公正価値又は将来キャッシュ・フローの変動の影響を相殺しているかどうかについて、ヘッジの開始時及び開始後も引き続き、一定期間ごとに評価を行っております。ヘッジの効果が有効でなくなった場合は、ヘッジ会計を中止し、その有効でない部分は直ちに純損益に計上しております。

(d) 金融資産と金融負債の相殺

金融資産と金融負債は、認識された金額を相殺する強制可能な法的権利が現時点で存在し、かつ、純額ベースで決済するかもしくは資産を実現すると同時に負債を決済する意図が存在する場合にのみ相殺され、連結財政状態計算書において純額で報告しております。

②棚卸資産

棚卸資産は原価と正味実現可能価額のいずれか低い方の金額で測定し、棚卸資産の再測定による帳簿価額の変動額は売上原価として認識しております。

取得原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての原価が含まれており、商品、製品、原材料及び貯蔵品は主に移動平均法、仕掛品は主に個別法により原価を算定しております。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における予想販売価額から、販売までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

減価償却は、土地等の償却を行わない資産を除き、見積耐用年数にわたって定額法で行っております。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物	2年から50年
機械装置及び運搬具	2年から15年
工具、器具及び備品	3年から30年

なお、有形固定資産の残存価額、見積耐用年数及び減価償却方法については、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

②無形資産

耐用年数を確定できる無形資産の償却は、見積耐用年数にわたって定額法で行っております。

主要な資産項目の見積耐用年数は、次のとおりであります。

ソフトウェア	4年から5年
顧客関連資産	10年から20年

なお、無形資産の残存価額、見積耐用年数及び償却方法については、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

③リース

契約がリースであるか否か、又はその契約にリースが含まれているか否かについては、法的形式ではなく、実質的に特定の資産の使用権が移転するかに基づき、リース開始日における契約の実質により判断しております。

リースは、所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてが借手に移転する場合にはファイナンス・リースに分類し、それ以外の場合にはオペレーティング・リースに分類しております。

i. 借手リース

ファイナンス・リースは、リース開始時のリース物件の公正価値又は最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い金額をもって資産計上しております。リース資産の減価償却は、リース期間の終了時まで所有権の移転が合理的に確実な場合を除き、リース期間と見積耐用年数のいずれか短い方の期間にわたり定額法で計上しております。支払リース料は金融費用とリース債務残高の返済部分に配分しており、金融費用は債務残高に対して一定率となるように算定しております。

オペレーティング・リースは、支払リース料をリース期間にわたって定額法により費用として認識しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが現在の法的又は推定的債務を有し、当該債務を決済するために経済的便益を持つ資源が流出する可能性が高く、債務の金額を信頼性をもって見積もることができる場合に認識しております。

貨幣の時間価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値と当該債務に特有のリスクを反映した割引前の割引率を用いて現在価値に割り引いて測定しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建取引は、取引日における直物為替相場又はそれに近似するレートにより機能通貨に換算しております。期末日における外貨建の貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。再換算又は決済により生じる換算差額はその期間の純損益として認識しております。ただし、FVTOCI金融資産及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

在外営業活動体の財務諸表の換算については、資産及び負債は期末日の為替レートで、収益及び費用については対応する期間における平均為替レートで換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益で認識しております。当社グループの在外営業活動体が処分される場合、当該在外営業活動体に関連した為替換算差額累計額は処分時に純損益に振り替えております。

② のれん

のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しております。のれんは償却を行わず、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施し必要な場合には減損損失を計上しております。なお、のれんの減損損失の戻入は行っておりません。

③ 非金融資産の減損

当社グループは、棚卸資産、繰延税金資産及び退職給付に係る資産を除く非金融資産について、報告期間ごとに減損の兆候の有無の判定を行っております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積もっております。のれん及び耐用年数を確定できない又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年回収可能価額を見積もっております。

減損テストを実施する際には、個々の資産は、そのキャッシュ・フローが相互に結びついて識別可能な最小単位でグループ分けしております。

回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか高い方の金額としております。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値およびその資産の固有リスクを反映した割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しております。資産又は資金生成単位に割り当てられた資産の帳簿価額が回収可能価額を超える場合には、その超過額を減損損失として認識しております。

のれんに関連する減損損失の戻入は行っておりません。その他の資産については、過年度に認識した減損損失について、減損損失がもはや存在しないか又は減少している可能性を示す兆候の有無を判断しております。減損の戻入の兆候があり、当該資産又は資金生成単位を対象に回収可能価額の見積もりを行い、算定した回収可能価額が資産又は資金生成単位の帳簿価額を超える場

合、過年度に減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後又は償却累計控除後の帳簿価額を上限として、減損損失の戻入を行っております。

④ 退職後給付

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付を行うため、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を採用しており、確定給付制度債務の現在価値及び退職給付費用は予測単位積増方式により算定しております。

確定給付資産又は負債の純額の再測定差額については、発生した期にその全額がその他の包括利益で認識され、その後純損益には組み替えられません。また、過去勤務費用は直ちに純損益として認識しております。

確定給付資産又は負債の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して算定され、連結財政状態計算書で資産又は負債として認識しております。

また、一部の連結子会社は、確定拠出型年金制度を採用しております。確定拠出型年金制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払については法的又は推定的債務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出型年金制度への拠出は、従業員が勤務を提供した期間に費用処理しております。

⑤ 収益認識

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時点で(又は充足するにつれて)収益を認識する。

当社グループは顧客の要望に合わせて総合的な物流サービスを提供しており、顧客との契約に当たっては、契約が備えるべき特性の存在および経済的実質が契約へ反映されている事を認識すると共に、当該契約の下で顧客へ移転する事を約定した財又はサービスの識別を行い、個別に会計処理される履行義務を識別しております。

取引価格の算定においては、顧客へ約束した財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で測定しております。なお、顧客との契約には重要な金融要素は含まれておりません。

当社グループでは取引価格を各履行義務へ配分する必要のある契約を有してはおりませんが、将来、配分の必要性のある契約が締結された場合には、各履行義務を構成する財又はサービスを独立販売価格の比率で配分し収益の認識を行っております。

収益の認識は、履行義務が要件を満たす場合に限り、その基礎となる財又はサービスの支配を一時点又は一定期間にわたり認識しております。

5. 誤謬の訂正に関する注記

当社グループは、非支配持分の所有者に付与している子会社株式の売建プット・オプションについて、IAS第32号第23項の定めに従い、当該オプション付与時に金融負債を認識するとともに非支配持分との差額を資本剰余金又は利益剰余金から減額し、当初認識後の変動については資本剰余金又は利益剰余金に認識する処理に修正し、誤謬の訂正を行いました。

当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当連結会計年度の期首の資本の部の帳簿価額に反映されております。

連結注記表

この結果、連結持分変動計算書の期首の残高は、資本剰余金が3,409百万円減少、利益剰余金が7,491百万円減少、その他の包括利益累計額が138百万円増加、非支配持分が7,668百万円減少、資本の部合計が18,430百万円減少しております。

6. 会計方針の変更

(1) IFRS第9号「金融商品」(2014年7月改訂)の適用

当社グループは、当連結会計年度の期首よりIFRS第9号「金融商品」(2014年7月改訂)を適用しております。IFRS第9号の適用については、経過措置を適用し、適用開始の累積的影響を当連結会計年度の利益剰余金期首残高の修正として認識する方法を採用しております。本基準の適用による当社グループの財政状態及び経営成績に与える影響は重要ではありません。

(2) IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用

当社グループは、当連結会計年度の期首よりIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用しております。IFRS第15号の適用については、経過措置に準拠して遡及適用し、適用開始の累積的影響を当連結会計年度の利益剰余金期首残高の修正として認識する方法を採用しております。本基準の適用による当社グループの財政状態及び経営成績に与える影響は重要ではありません。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

流動資産	593百万円
非流動資産	21百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 及び減損損失累計額

150,955百万円

3. 保証債務

128百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. その他の収益

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
固定資産売却益	196
事業再編等利益	3,134
その他	520
合計	3,850

事業再編等利益は、株式交換に伴う支配の喪失に関連する損益であります。

2. その他の費用

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
固定資産売却損	△152
固定資産減却損	△361
減損損失	△2,045
事業構造改革費用	△828
その他	△1,303
合計	△4,689

事業構造改革費用は、特別退職金517百万円及び拠点移管費用311百万円であります。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の数

普通株式 111,776,714株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年5月22日 取締役会	普通株式	2,008 百万円	18円	2018年 3月31日	2018年 6月4日
2018年10月25日 取締役会	普通株式	2,119 百万円	19円	2018年 9月30日	2018年 11月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年5月21日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	2,343 百万円	21円	2019年 3月31日	2019年 6月3日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 市場リスク

当社グループは、事業活動を行う過程において生じる市場リスクを軽減するために、リスク管理を行っております。リスク管理にあたりましては、リスク発生要因の根本からの発生を防止することでリスクを回避し、回避できないリスクにつきましては、その低減を図るようにしております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しております。投資有価証券であります株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(a) 金利リスク

当社グループは、有利子負債(借入金及び社債)による資金調達を行っています。有利子負債のうち一部は変動金利であり、金利の変動リスクに晒されています。金利の変動リスクに晒されている借入金のうち、長期のものの一部につきましては、金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。

(b) 為替リスク

当社グループはグローバルでの物流サービスを行っており、外貨建の取引について、外国為替相場の変動リスクに晒されていることから、外国為替相場の変動リスクをヘッジするために、先物為替予約契約を利用しております。

(2) 信用リスク

当社グループは取引先に対し、主に売上債権及びその他の債権として信用供与を行っており、取引先の契約不履行により損失を被る信用リスクに晒されております。取引先の信用リスク管理につきましては、取引先の財政状態や第

三者機関による格付けの状況等、信用リスクを定期的に調査し信用リスクに応じた取引限度額を設定しております。当社グループの売上債権及びその他の債権は、広範囲の産業や地域に広がる多数の取引先に対する債権から構成されており、単独の取引先又はその取引先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有しておりません。また、預金、為替取引及びその他の金融商品を含めた財務活動から生じる信用リスクにつきましても、取引先の大部分が国際的に認知されたA格以上の金融機関であることから、それらの信用リスクは限定的であります。

(3) 流動性リスク

当社グループの買入債務、長期債務等の金融負債は流動性リスクに晒されております。現在及び将来の事業活動のための適切な水準の流動性の維持及び機動的・効率的な資金の確保を財務活動の重要な方針としております。当社グループは、事業活動における資金効率の最適化を図るために、当社グループ内の資金の管理を当社に集中させることを推進しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における金融商品の帳簿価額及び公正価値は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融資産及び金融負債		
資産		
売上債権		
売掛金	119,019	119,018
リース債権	7,162	7,173
その他の金融資産		
未収入金	3,611	3,611
差入保証金	11,595	11,595
負債		
長期債務		
社債	59,730	60,673
リース債務	35,270	40,632
長期借入金	101,860	102,172
その他の金融負債		
割賦未払金	17,074	17,444
公正価値で測定する金融資産及び金融負債		
資産		
FVTPL金融資産		
その他の金融資産	226	226
FVTOCI金融資産		
資本性証券	5,990	5,990
負債		
FVTPL金融負債		
デリバティブ負債	2	2
被支配株主に係る売建プット・オプション負債	13,053	13,053

(注)金融商品の公正価値の測定方法

当社グループが保有する金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しております。

現金及び現金同等物、短期借入金、買入債務

満期までの期間が短いため、公正価値は帳簿価額とほぼ同額であります。

売上債権

短期で決済される売掛金、受取手形及び電子記録債権は、公正価値は帳簿価額とほぼ同額であります。リース債権は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値に基づいて算定しております。

その他の金融資産

未収入金は短期で決済されるため、公正価値は帳簿価額とほぼ同額であります。市場性のある有価証券の公正価値は市場価格を用いて見積っております。市場性のない有価証券の公正価値は、類似の有価証券の市場価格及び同一又は類似の有価証券に対する投げ売りでない市場価格、観察可能な金利及び利回り曲線、クレジット・スプレッド又はデフォルト率を含むその他関連情報によって公正価値を見積っております。公正価値を測定するための重要な指標が観察不能である場合、金融機関により提供された価格情報を用いて評価しております。提供された価格情報は、独自の評価モデルを用いたインカム・アプローチあるいは類似金融商品の価格との比較といったマーケット・アプローチにより検証しております。差入保証金の公正価値は、契約ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを契約期間に応じて信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値に基づいて算定しております。

長期債務

長期債務の公正価値は、当該負債の市場価格、又は同様の契約条項での市場金利により割り引いた現在価値に基づいて算定しております。

その他の金融負債

デリバティブ負債の公正価値は、投げ売りでない市場価格、活発でない市場での価格、観察可能な金利及び利回り曲線や外国為替及び商品の先物及びスポット価格を用いたモデルに基づき測定しております。割賦未払金の公正価値は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、債務額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値に基づいて算定しております。非支配株主に係る売建プット・オプション負債の公正価値は、将来キャッシュ・フローを割り引く方法に基づいて算定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり親会社株主持分 1,993円25銭
- 基本的1株当たり親会社株主に帰属する当期利益 204円27銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(添付書類)

貸借対照表

(単位:百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	34,040	79,439
受取手形	1,417	1,289
売掛金	24,678	16,531
商品及び製品	31	—
原材料及び貯蔵品	383	31
短期貸付金	2,080	1,500
その他	4,966	6,944
貸倒引当金	△ 1	△ 1
流動資産合計	67,597	105,735
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	29,384	28,286
構築物（純額）	1,001	942
機械及び装置（純額）	3,004	3,147
車両運搬具（純額）	4	1
工具、器具及び備品（純額）	521	428
土地	30,838	32,012
リース資産（純額）	7,513	8,672
建設仮勘定	112	94
有形固定資産合計	72,382	73,585
無形固定資産		
ソフトウェア	2,418	3,085
その他	131	73
無形固定資産合計	2,550	3,158
投資その他の資産		
投資有価証券	2,652	2,893
関係会社株式	178,169	179,422
関係会社出資金	3,596	5,954
従業員に対する長期貸付金	1	0
関係会社長期貸付金	6,318	9,306
長期前払費用	699	843
前払年金費用	2,003	2,162
繰延税金資産	1,681	876
差入保証金	2,510	2,152
その他	255	258
貸倒引当金	△ 56	△ 55
投資その他の資産合計	197,833	203,816
固定資産合計	272,765	280,561
資産合計	340,362	386,297

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	7,514	5,159
1年内返済予定の長期借入金	10,000	—
リース債務	1,476	1,483
未払金	4,670	5,803
未払費用	6,358	6,293
未払法人税等	222	370
前受金	619	595
預り金	53,587	52,320
従業員預り金	390	35
その他	127	99
流動負債合計	84,967	72,161
固定負債		
社債	30,000	60,000
長期借入金	80,000	100,000
リース債務	5,735	6,964
退職給付引当金	12,606	13,027
役員退職慰労引当金	8	8
資産除去債務	766	1,241
その他	765	579
固定負債合計	129,882	181,820
負債合計	214,849	253,982
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,802	16,802
資本剰余金		
資本準備金	13,424	13,424
その他資本剰余金	2	2
資本剰余金合計	13,427	13,427
利益剰余金		
利益準備金	4,200	4,200
その他利益剰余金		
損害賠償積立金	350	350
固定資産圧縮積立金	10,100	9,346
別途積立金	61,004	61,004
繰越利益剰余金	19,316	27,033
利益剰余金合計	94,972	101,934
自己株式	△ 181	△ 182
株主資本合計	125,021	131,983
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	491	331
評価・換算差額等合計	491	331
純資産合計	125,513	132,314
負債純資産合計	340,362	386,297

損益計算書

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月 1 日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日)
売上高	125,820	102,079
売上原価	108,810	85,044
売上総利益	17,010	17,035
販売費及び一般管理費	19,128	19,211
営業損失 (△)	△ 2,117	△ 2,176
営業外収益		
受取利息	102	171
受取配当金	7,199	13,790
為替差益	—	161
その他	66	49
営業外収益合計	7,368	14,173
営業外費用		
支払利息	264	286
社債利息	117	211
関係会社支援費用	—	183
社債発行費	—	165
シンジケートローン手数料	—	84
減価償却費	19	—
為替差損	217	—
その他	88	41
営業外費用合計	707	973
経常利益	4,542	11,023
特別利益		
固定資産売却益	2,428	148
関係会社株式売却益	—	2,485
受取保険金	—	412
その他	74	1
特別利益合計	2,502	3,048
特別損失		
固定資産売却損	9	20
固定資産除却損	95	152
事業構造改革費用	451	581
関係会社株式評価損	—	1,606
固定資産圧縮損	46	17
事業再編損	101	—
その他	71	229
特別損失合計	777	2,608
税引前当期純利益	6,267	11,464
法人税、住民税及び事業税	70	△ 497
法人税等調整額	146	872
法人税等合計	216	374
当期純利益	6,050	11,089

株主資本等変動計算書

当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

項目	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	16,802	13,424	2	13,427	4,200	90,771	94,972
当期変動額							
剰余金の配当						△ 4,127	△ 4,127
当期純利益						11,089	11,089
自己株式の取得							
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	6,962	6,962
当期末残高	16,802	13,424	2	13,427	4,200	97,733	101,934

項目	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 181	125,021	491	491	125,513
当期変動額					
剰余金の配当		△ 4,127			△ 4,127
当期純利益		11,089			11,089
自己株式の取得	△ 0	△ 0			△ 0
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			△ 159	△ 159	△ 159
当期変動額合計	△ 0	6,961	△ 159	△ 159	6,801
当期末残高	△ 182	131,983	331	331	132,314

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位:百万円)

項目	損害賠償 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	合計
当期首残高	350	10,100	61,004	19,316	90,771
当期変動額					
剰余金の配当				△ 4,127	△ 4,127
当期純利益				11,089	11,089
固定資産圧縮積立金の積立		709		△ 709	
固定資産圧縮積立金の取崩		△ 1,464		1,464	
当期変動額合計	—	△ 754	—	7,717	6,962
当期末残高	350	9,346	61,004	27,033	97,733

(表示方法の変更に関する注記)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度から適用しております。これにより、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」278百万円は、「固定負債」の「繰延税金負債」278百万円と相殺して、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,681百万円として表示しており、変更前と比べて総資産が278百万円減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 74,748百万円

2. 保証債務

関係会社の金融機関からの借入金に対する債務保証	8,181百万円
関係会社の重畳的債務引受による連帯保証	903百万円
新規物流設備導入に対する債務保証	92百万円
関係会社の取引上の債務に対する根保証	9百万円

3. 関係会社に対する金銭債権・債務の金額

短期金銭債権	8,682百万円
長期金銭債権	9,306百万円
短期金銭債務	56,885百万円
長期金銭債務	162百万円

(損益計算書に関する注記)**1. 関係会社との取引高**

(1)営業取引による取引高	
売上高	25,663百万円
営業費用	56,181百万円

(2)営業取引以外の取引高	4,221百万円
---------------	----------

2. 事業構造改革費用

事業構造改革費用は、特別退職金等であります。

3. 研究開発費

一般管理費に含まれる研究開発費	707百万円
-----------------	--------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式(注)	226,948	317	—	227,265

(注) 当事業年度増加株式数は単元未満株式の買取によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の主な内容は、退職給付引当金超過額、減価償却超過額、未払賞与否認等であります。

なお、評価性引当額は、4,800百万円であります。

また、繰延税金負債の内容は、固定資産圧縮積立金、資産除去債務に対応する除去費用、その他有価証券評価差額金等であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している固定資産として車両運搬具と電子計算機等があります。

個別注記表

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社

属性	会社等の 名称	住所	資本金又は 出資金(百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱日立物流 西日本	大阪府 大阪市 此花区	200	貨物自動車運 送事業、貨物 利用運送事業	所有 直接 100.0%	転籍 2人 兼任 4人	運送及び作業委 託、当社グルー プ会社間の資金 集中取引	運送及び 作業委託	16,149	買掛金	817
								資金の預り	862	預り金	6,892
								利息の支払	0		
子会社	日立物流コ ラボネクス ト㈱	東京都 江東区	255	貨物利用運送 事業、倉庫業	所有 直接 90.0%	転籍 2人 兼任 3人	運送及び作業委 託、当社グルー プ会社間の資金 集中取引	資金の預り	322	預り金	5,102
								利息の支払	0		
子会社	日立物流ソ フトウェア ㈱	東京都 江東区	210	情報システム の開発・設計	所有 直接 75.0%	転籍 3人 兼任 3人	情報処理委託、 当社グループ会 社間の資金集中 取引	資金の預り	884	預り金	5,217
								利息の支払	0		

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- ①資金の預り・貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- ②運送及び作業委託については、国土交通省届出運賃、市場価格・総原価を勘案し、交渉の上、決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1. 1株当たり純資産額 1,186円15銭
- 2. 1株当たり当期純利益 99円41銭

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

株式会社日立物流

執行役社長 中 谷 康 夫 殿

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 會 田 将 之 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 武 藤 智 帆 ㊞

業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日立物流の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社日立物流及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

株式会社日立物流

執行役社長 中 谷 康 夫 殿

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 會 田 将 之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 武 藤 智 帆 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日立物流の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、関連する部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月21日

株式会社日立物流 監査委員会

監査委員（常勤） 丸 田 宏 ㊞

監 査 委 員 泉 本 小 夜 子 ㊞

監 査 委 員 總 山 哲 ㊞

（注） 監査委員 丸田宏、泉本小夜子、總山哲の3氏は、社外取締役であります。

以 上

第48期決算公告

2019年6月21日

大阪府大阪市此花区西九条1丁目28番13号

株式会社日立物流西日本

代表取締役社長 木村 善之

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流 動 資 産	15,505,379	流 動 負 債	8,252,443
現金及び預金	59,804	買掛金	2,890,150
受取手形	349,445	リース債務	661,191
電子記録債権	124,773	未払金	2,197,911
売掛金	7,564,347	未払費用	1,583,951
原材料及び貯蔵品	18,316	未払法人税等	297,829
前払費用	391,563	未払消費税等	404,092
未収入金	81,868	前受金	111,051
預け金	6,892,134	預り金	104,457
その他の他	23,124	その他の他	1,807
固定資産	9,378,279	固定負債	7,175,582
有形固定資産	7,556,901	リース債務	6,508,588
建物	602,413	退職給付引当金	610,209
構築物	10,945	役員退職慰労引当金	48,800
機械及び装置	18,185	長期預かり保証金	7,984
車両運搬具	8,176		
工具、器具及び備品	74,592	負債合計	15,428,026
土地	1,276	【純資産の部】	
リース資産	6,841,310	株主資本	9,455,632
無形固定資産	26,069	資本金	200,000
ソフトウェア	20,027	資本剰余金	60,000
その他の他	6,041	資本準備金	60,000
投資その他の資産	1,795,308	利益剰余金	9,195,632
投資有価証券	501	利益準備金	50,000
長期貸付金	337	その他利益剰余金	9,145,632
長期前払費用	816	固定資産圧縮積立金	60,534
繰延税金資産	573,443	別途積立金	6,632,400
差入保証金	1,212,784	繰越利益剰余金	2,452,697
その他の他	7,425	純資産合計	9,455,632
資産合計	24,883,658	負債純資産合計	24,883,658

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 自 2018年4月1日
至 2019年3月31日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		56,435,909
売 上 原 価		49,572,209
売 上 総 利 益		6,863,699
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,760,839
営 業 利 益		4,102,860
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	81	
保 険 配 当 金	4,791	
補 助 金 ・ 助 成 金 等	591	
そ の 他	527	5,991
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	301,678	
そ の 他	1,396	303,075
経 常 利 益		3,805,776
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	260	
保 険 金 収 入	1,775	2,036
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,364	
リ ー ス 債 務 解 約 損	25,075	
災 害 損 失	44,906	75,347
税 引 前 当 期 純 利 益		3,732,466
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,277,466	
法 人 税 等 調 整 額	△ 101,900	1,175,566
当 期 純 利 益		2,556,899

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

計算書類は「会社計算規則」(平成18年 2 月 7 日 法務省令第13号)に基づいて作成しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法に基づく原価法

その他有価証券(時価のあるもの) 期末決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

〃 (時価のないもの) 移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産 移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております)
2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法

(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

期末債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しております。
4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。